

白馬村自治基本条例をここに公布する。

令和8年9月16日

白馬村長 丸 山 俊 郎

白馬村条例第28号

白馬村自治基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 自治の基本理念及び基本原則（第3条・第4条）

第3章 各主体の権利、役割及び責務

第1節 村民（第5条―第8条）

第2節 行政区（第9条・第10条）

第3節 事業者（第11条）

第4節 村議会（第12条・第13条）

第5節 執行機関（第14条―第17条）

第4章 情報の公開及び共有（第18条―第20条）

第5章 参画と協働

第1節 参加（第21条―第26条）

第2節 協働（第27条―第29条）

第6章 村政運営の基本的事項（第30条―第38条）

第7章 自然環境の保全と景観形成（第39条・第40条）

第8章 安全・安心なまちづくり（第41条―第43条）

第9章 教育環境の充実（第44条―第46条）

第10章 観光まちづくりの推進（第47条）

第11章 連携及び交流（第48条―第50条）

第12章 条例の位置付け等（第51条―第53条）

附則

私たちのまち白馬村は、雄大な北アルプスの山々に抱かれ、四季折々の美しい山岳景観と清らかな水資源をはじめとする豊かな自然環境に恵まれています。先人たちは、時に厳しいこの自然環境と共生しながら、地域に根付いた伝統文化を伝承し、相互扶助の精神をもって持続可能な地域社会を築き上げてきました。また、登山やスキーを契機として多くの来訪者を迎え、素朴でありながらも温かくもてなしてきた民宿の文化は、本村に脈々と息づく精神風土として深く定着しています。

しかしながら、近年の急速な国際化、移住者の増加に伴う価値観の多様化、更には少子高齢化や人口減少といった社会構造の変化により、長らく受け継がれてきた住民自治や地域社会のあり方を考え直す大きな転換期を迎えています。

私たちは、この豊かな自然及び先人が築いてきた誇りある伝統文化を確実に次世代へ継承し、多様性を尊重し、誰もが安心して暮らすことができる包容力のある地域社会を築いていかなければなりません。ここに、一人ひとりが主体的に地域の未来を担う「自治」の理念を共有し、村民、村議会及び村長等がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に補完し合い、緊密に協働してまちづくりを推進するため、本村の自治の基本原則を定め、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、白馬村（以下「本村」といいます。）における自治の基本理念及び基本原則を定め、村民、村議会及び村長等の役割及び責務を明らかにするとともに、村政に関する基本的な事項を定めることにより、自治の一層の推進を図るこ

とを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとします。

(1) 村民 次に掲げるものをいいます。

ア 村内に住所を有し、又は居住する者

イ 村内に通勤し、又は通学する者

ウ 村内で事業活動を行い、又は公益の増進に取り組む者

(2) 行政区 白馬村行政区設置規則（平成18年白馬村規則第14号）に定める行政区をいいます。

(3) 事業者 村内で事業活動その他の活動を行う団体又は個人をいいます。

(4) 村長等 村長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。

(5) まちづくり 地域課題を解決し、よりよい地域社会を創り出すことをいいます。

(6) 自治 村民、村議会及び村長等が主体となって、まちづくりを自ら考え運営することをいいます。

(7) 協働 村民、村議会及び村長等が対等な立場で協力しながら行動することをいいます。

(8) 条例等 条例、規則その他の自治立法をいいます。

第2章 自治の基本理念及び基本原則

(自治の基本理念)

第3条 村民、村議会及び村長等は、それぞれの役割及び自主性を尊重し、まちづくりのため、協働して自治を推進するものとします。

2 村民、村議会及び村長等は、国籍、民族、言語、宗教又は文化その他の事由による差別が行われることなく、全ての人の人権が尊重される自治を推進するものとします。

3 村民、村議会及び村長等は、自治を推進するため、それぞれが最善を尽くし、不断の努力により自治を維持し、及び発展させるものとします。

(自治の基本原則)

第4条 村民は、積極的な村政への参画に努め、村議会及び村長等は、村民の村政への参画を推進することを原則とします。

2 村民は、村政に関する必要な情報の提供を受ける権利及び自ら請求して取得する権利を有することを原則とします。

3 村民、村議会及び村長等は、情報を共有するとともに、村議会及び村長等は、村民に対する説明責任及び応答責任を果たすことを原則とします。

4 村民、村議会及び村長等は、それぞれの知見及び能力を持ち寄り、互いの存在を尊重しながら役割及び責務を分担し、協働することを原則とします。

5 村民、村議会及び村長等は、先人が築き、継承してきた歴史及び文化並びに豊かな自然環境を活用しながら、誰もが暮らしやすい地域社会を実現するため、地域の特性を尊重するものとし、村長等はその実現を支援することを原則とします。

6 村民、村議会及び村長等は、村民の多様な属性及び文化を尊重したまちづくりを進めることを原則とします。

第3章 各主体の権利、役割及び責務

第1節 村民

(村民の権利)

第5条 村民は、自治の基本理念及び基本原則に基づき、村政に参画する権利を有します。

2 村民は、前条第2項に定める情報の開示を請求する権利を有します。

3 村民は、法令及び条例等の定めるところにより平等に行政サービスを受ける権利を有します。

(村民の責務)

第6条 村民は、自らが自治の主体であることを自覚し、まちづくりの担い手として積極的に行動するよう努めるものとします。

2 村民は、互いの自由、人権及び人格を尊重し、自らの発言及び行動に責任を負うとともに、次世代に配慮し、持続可能な社会の実現に向けて行動するよう努めるものとします。

3 村民は、本村の行政サービスが法令及び条例等に基づき村民の負担によって支え

られていることについて理解を深め、誠実にその経費を分担するよう努めるものとします。

（こどもの権利等）

第7条 こども（こども基本法（令和4年法律第77号）第2条第1項に規定することをもいう。以下同じ。）は、一人の人間として尊重され、健やかに成長し、幸福な生活を送る権利を有します。

2 こどもは、その年齢及び発達に応じて、自らの意見を表明する権利及び地域社会に参画する権利を有するとともに、その意見が尊重されるものとします。

3 村民、事業者、村議会及び村長等並びに学校、保育所その他の関係機関は、こどもに関する施策その他こどもに関わる事項を行うに当たっては、こどもの最善の利益を優先して考慮するものとします。

4 村長等は、こども基本法その他の法令の定めるところにより、こどもの権利を保障するため必要な施策を推進しなければなりません。

（高齢者の役割と権利）

第8条 高齢者は、長年の人生で培ってきた知識、経験及び能力を活用し、地域社会の発展に貢献するとともに、地域の歴史、文化及び生活の知恵を次世代へ継承する役割を担うものとします。

2 高齢者は、まちづくりの担い手として村政に参画する権利を有するとともに、住み慣れた地域で安心して暮らし、生きがいを持って地域生活を営む権利を有します。

3 村長等は、高齢者がその知識、経験及び能力をまちづくりに活用し、生きがいを持ってこれに参画することができるよう、多様な機会の創出及び必要な環境の整備に努めるものとします。

第2節 行政区

（行政区の役割）

第9条 行政区は、村長等と連携し、村政の円滑な運営への協力及び協働の推進を図るとともに、相互扶助の精神に基づき地域課題を解決することにより、地域福祉の向上及び安全で安心して暮らせるまちづくりに努めるものとします。

2 行政区は、村内に住所を有し、又は居住する者（以下この条及び次条において「住民等」といいます。）が加入しやすく、かつ、活動に参加しやすい環境づくりに努

めるものとしします。

(行政区における住民等の役割)

第10条 住民等は、まちづくりの重要な担い手である行政区の役割を認識するとともに、自主的に行政区に加入し、地域活動に参加するよう努めるものとしします。

2 住民等は、行政区の活動への参加を通じて、他の住民等との連帯を深めるとともに、地域が抱える課題を共有し、その解決に向けて継続的に取り組み、住みよい地域社会を維持し、及び発展させるよう努めるものとしします。

3 住民等は、行政区の活動を通じて、新たな人材の育成に努めるとともに、誰もが参画しやすい組織体制の構築に努めるものとしします。

第3節 事業者

(事業者の役割と責務)

第11条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的役割を認識し、地域との調和を図り、本村の持続的な発展に寄与するよう努めるものとしします。

2 事業者は、自らの事業活動が本村の自然環境、景観その他の地域資源に支えられていることを認識し、その保全及び活用に努めるとともに、行政区その他の地域団体と協力し、事業活動の基盤となるまちづくりに積極的に参画するよう努めるものとしします。

3 事業者は、本村の行政サービスが、村民及び他の事業者の適正な負担によって支えられていることについて理解を深めるとともに、自らも法令及び条例等の定めるところにより、誠実にその経費を分担するよう努めるものとしします。

第4節 村議会

(村議会の役割と責務)

第12条 村議会は、村政における最高意思決定機関として、白馬村議会基本条例（平成29年白馬村条例第1号）に基づき、村民の意思を基礎として、公平かつ公正に政策等を決定するとともに、村政に対する監視及び評価機能を十分に果たし、適正な執行を確保するものとしします。

2 村議会は、議会活動に関する情報を村民と共有するとともに、村民の意思の把握に努め、公共の福祉の増進を図るため、政策立案及び政策提言を行わなければなりません。

(議員の責務)

第13条 議員は、議会の責務を認識し、高い倫理観及び品位を保ち、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。

- 2 議員は、村民全体の代表者として、村民の生活の向上及び福祉の増進のために活動し、討議しなければなりません。

第5節 執行機関

(村長の責務)

第14条 村長は、本村を統轄し、代表して、自治の基本理念及び基本原則の実現に向けて、公正かつ誠実に村政を運営し、自治に基づくまちづくりを推進するものとします。

- 2 村長は、村政運営に必要な財源の確保に努めるとともに、総合計画その他の計画の策定及び政策の立案、これらの実施並びに評価を行うものとします。
- 3 村長は、職員を適切に指揮監督し、村民の意向及び政策課題に的確に対応できる知識及び能力を有する人材の育成を図り、効率的な組織体制を整備しなければなりません。
- 4 村長は、中長期的な視点に立ち、常に経営感覚を持ち、健全な村政運営に努めるものとします。
- 5 村長は、村政に関する情報を分かりやすく提供するように努めるとともに、村民との意見交換の場を設けるなど、村民の意見を把握し、村政に反映させるように努めるものとします。

(他の執行機関の責務)

第15条 村長を除く執行機関は、その職務の性質に応じ、前条に定める村長の責務に準じた責務を負い、村長及び他の執行機関と協力して村政の運営に当たらなければなりません。

(職員の責務)

第16条 職員は、この条例の基本理念及び基本原則に基づき、村民の視点に立ち、高い倫理観を保ち、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。

- 2 職員は、村民との信頼関係を構築することに努めるものとします。
- 3 職員は、社会情勢及び村民の意向に的確に対応するため、職務の遂行に必要な知

識及び能力の向上に努めるものとします。

- 4 職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、積極的に村民と連携して、まちづくりに取り組むよう努めるものとします。

(公益通報)

第17条 職員は、職務の執行において公正な村政を妨げ、又は村政に対する村民の信頼を損なう行為により、公益に反するおそれのある事実を知った場合は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の定めるところにより、当該事実を速やかに通報することができます。

第4章 情報の公開及び共有

(情報の公開及び共有)

第18条 村長等は、公正で開かれた村政を推進するため、村民の知る権利を保障し、村政に関する情報は、原則として公開しなければなりません。この場合において、村民が村政に関する情報の開示を請求する権利については、白馬村情報公開条例（平成12年白馬村条例第1号）の定めるところによります。

- 2 村長等は、保有する情報を適正に管理するとともに、村民が必要とする情報を積極的かつ効果的に提供するものとします。
- 3 村長等は、前項の規定による情報の提供に当たっては、分かりやすく、かつ、入手しやすい方法で行うものとします。
- 4 村民は、自らの活動内容に係る情報を村長等と共有するよう努めるものとします。

(説明責任)

第19条 村長等は、村政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため、政策及び計画の立案、実施、評価及び改善の各段階において、その経過、内容及び効果その他の事項を村民に分かりやすく説明する責務を負うものとします。

(個人情報の保護)

第20条 村長等は、個人の人格を尊重し、その権利利益を保護するため、村長等が保有する個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び白馬村個人情報保護法施行条例（令和5年白馬村条例第1号）の規定により、適切に保護しなければなりません。

第5章 参画と協働

第1節 参加

(参加の推進)

第21条 村長等は、村民が村政に参加する多様な機会を提供するとともに、参加しやすい環境の整備の推進に努めるものとします。

(参加のための環境づくり)

第22条 村長等は、政策及び計画の立案、実施及び評価の各段階において、その内容及び性質に応じ、適時に、かつ、アンケートの実施、意見交換会又はワークショップの開催、審議会における委員の公募、意見公募手続（以下「パブリックコメント手続」といいます。）その他の適切な方法により、村民参加の機会を設けるよう努めるものとします。

2 村長等は、前項の規定により村民から提出された意見及び提案を村政に反映させるよう努めるとともに、その結果を村民に公表するものとします。

(審議会等の委員の公募)

第23条 村長等は、白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成29年白馬村条例第25号）その他の条例の規定により設置する附属機関又はこれに類する機関の委員の選任に当たっては、村民の多様な意見を反映させるため、定数の一部に公募による委員を含めるよう努めるものとします。

2 村長等は、前項の公募を行うときは、選考基準及びその結果を公表するものとします。この場合において、選考過程の透明性及び客観性の確保に努めるものとします。ただし、個人情報の保護その他正当な理由があるときは、公表する内容の一部を除くことができます。

(パブリックコメント手続)

第24条 村長等は、協働のまちづくり及び開かれた村政を実現するため、重要な条例若しくは総合計画その他の重要な計画の策定又は変更に当たっては、パブリックコメント手続を実施するものとします。

2 村長等は、パブリックコメント手続により提出された村民の意見を十分に考慮して条例若しくは計画を策定し、又は変更するとともに、その結果を村民に公表するものとします。

3 パブリックコメント手続に関し必要な事項は、白馬村パブリックコメント手続条

例（令和 年白馬村条例第 号）で定めます。

（意見等への対応）

第25条 村長等は、村民その他の関係者から意見、提言、質問、要望及び苦情（以下「意見等」といいます。）があったときは、誠実に対応し、その結果を速やかに応答しなければなりません。

2 村長等は、意見等のうち苦情に係るものについて、その原因を究明し、再発防止その他の適正な措置を講ずるよう努めるものとします。

3 村長等は、意見等への対応状況を整理し、これを公表するよう努めるものとします。

（住民投票）

第26条 村長又は村議会は、村の特に重要な政策に関する事項について、住民の意思を直接確認する必要があると認めるときは、住民投票を実施することができるものとします。ただし、法令の規定により処理すべき事項その他住民投票になじまない事項については、この限りではありません。

2 住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度条例で定めます。

3 村議会及び村長は、住民投票の結果を尊重するものとします。

第2節 協働

（協働の推進）

第27条 村民、村議会及び村長等は、各主体の自主性を尊重しながら、地域課題の解決及び住民福祉の増進を図るため、相互に連携し、協働してまちづくりに取り組むよう努めるものとします。

2 村長等は、村民との協働による自治を推進するため、情報の提供、活動の場の確保その他必要な支援を行うよう努めるものとします。

（行政区の活動への支援）

第28条 村長等は、行政区の自主性及び自律性を尊重するとともに、前条の規定によるもののほか、行政区が行う地域の課題の解決並びに良好な地域社会の維持及び形成に資する活動の推進、指導者の育成その他の必要な支援に努めるものとします。

（公益的活動の推進）

第29条 村民は、ボランティア活動、特定非営利活動その他の地域の課題の解決及び

公益の増進に資する活動（以下「公益的活動」といいます。）に自発的に参加するよう努めるものとします。

- 2 村長等は、村民が行う公益的活動に対し、情報の提供、活動の場の確保その他の必要な支援を行うとともに、相互に連携するよう努めるものとします。

第6章 村政運営の基本的事項

（村政運営の基本原則）

第30条 村長等は、この条例の基本理念及び基本原則に基づき、公正で透明性の高い村政運営を、総合的かつ計画的に行うものとします。

- 2 村長等は、持続可能で豊かな地域社会の実現に向け、地域の資源を最大限に活用し、施策を戦略的に展開するとともに、その実施に当たっては、施策相互の連携を図るよう努めるものとします。

（総合計画）

第31条 村長は、本村が目指す将来の姿を明らかにし、これを計画的に実現するため、この条例の基本理念及び基本原則に基づき、総合計画を策定するものとします。

- 2 総合計画は、村の将来像及びその実現に向けた基本的な方向を定める基本構想、基本構想を実現するための施策を定める基本計画並びに基本計画を具体化するための事業を定める実施計画により構成します。
- 3 総合計画は、村の最上位の計画とし、村が個別の行政分野における計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合性を図るものとします。

（財政運営及び財産管理）

第32条 村長は、最少の経費で最大の効果を挙げるとともに、健全な財政運営に努めるものとします。

- 2 村長は、白馬村財政事情の作成及び公表に関する条例（昭和29年白馬村条例第14号）の規定によるもののほか、財政状況に係る情報並びに予算編成及び執行に係る情報を分かりやすく村民に公表しなければなりません。
- 3 村長は、村が保有する財産の適正な管理及び効率的な活用を行い、その状況について分かりやすく公表するよう努めるものとします。
- 4 村長は、人口の変化その他の社会情勢の変化を踏まえ、公共施設その他のインフラ資産（以下「公共施設等」といいます。）の全体の状況を把握し、長期的な視点

をもって、更新、統廃合又は長寿命化その他の適切な措置を講ずるため、公共施設等の総合的な管理に関する計画を策定し、これに基づき計画的に推進するものとします。

(行政評価)

第33条 村長は、総合計画の適正な進行管理及び行政資源の効果的な活用を図るため、政策、施策及び事務事業について、必要性、効率性及び有効性の観点から評価（以下「行政評価」といいます。）を行うものとします。

- 2 村長は、行政評価の結果を村民に分かりやすく公表するとともに、当該結果及び村民の意見を踏まえ、必要な施策に適切に反映させるよう努めるものとします。

(行政手続)

第34条 村長等は、行政手続法（平成5年法律第88号）の趣旨にのっとり、村民の権利利益の保護に資するため、行政指導及び届出に関する手続について、公正の確保と透明性の向上を図るものとします。

- 2 前項の手続に関し必要な事項は、白馬村行政手続条例（平成8年白馬村条例第1号）で定めます。

(政策法務)

第35条 村長等は、地域の実情に即した質の高い行政を行うため、地方自治の本旨に基づき法令を解釈し、及び運用するとともに、政策の立案及び実施に当たっては、条例等を制定する権限を積極的に活用し、条例等の相互の整合性を確保するよう努めるものとします。

(法令遵守及び公益通報)

第36条 村長等は、常に法令及び条例等を遵守し、村政を公正に運営しなければなりません。

- 2 村長等は、公益通報者保護法の趣旨にのっとり、村政運営上の違法行為その他公益を害する行為を防止するため、職員による公益通報に適切に対応する体制を整備するよう努めるものとします。
- 3 村長等は、公益通報を行った職員に対し、当該通報を行ったことを理由として不利益な取扱いをしてはなりません。

(附属機関)

第37条 村長等は、専門的な知見や村民の多様な意見を反映させるため、必要があると認めるときは、白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の規定により、附属機関を置くことができます。

- 2 村長等は、附属機関の会議を原則として公開するとともに、会議録及び会議に使用した資料を公表するものとします。ただし、法令若しくは条例等に特別の定めがある場合又は個人情報の保護その他正当な理由により当該附属機関が非公開とすることを決定した場合は、この限りではありません。

(財政援助出資団体)

第38条 この条において「財政援助出資団体」とは、村が補助金、交付金、負担金、貸付金その他の財政的援助を与えている団体又は村が出資している団体（地方自治法第221条第3項の政令で定めるものに限ります。）をいいます。

- 2 村長は、財政援助出資団体について、その設立の目的が効果的に達成されるよう、適切な指導及び監督を行うものとします。

第7章 自然環境の保全と景観形成

(自然環境の保全と景観形成)

第39条 村民、事業者及び村長等は、多様な生物が育む豊かな自然環境並びに北アルプスの山岳景観、歴史、文化及び田園風景が調和した良好な景観を、村の共有の財産として現在及び将来の世代に継承するものとします。

- 2 村民、事業者及び村長等は、前項に定める自然環境及び景観を保全するため、相互に連携し、農地、森林、里山、沿道その他の自然環境及び景観を構成する重要な要素を適正に維持し、及び管理するとともに、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に努めるものとします。
- 3 村民及び事業者は、建築物の維持管理又は建築を行うに当たっては、地域の歴史、文化及び伝統的な特色を理解し、これらを継承するとともに、これらの特色と調和した形態意匠に努めなければなりません。
- 4 村民及び事業者は、建築物の建築その他土地の利用を行うに当たっては、自然環境、生活環境及び景観に及ぼす影響に十分配慮しなければなりません。
- 5 村長等は、自然環境の保全及び良好な景観の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、環境に配慮した適正な土地利用及び建築行為を誘導するた

め、必要な措置を講じるものとします。

(水資源の保全)

第40条 村民、事業者及び村長等は、北アルプス及び里山を源とする豊かな地下水、湧水、河川その他の水環境が、人の生命及び健康の維持並びに産業活動の基盤であるとともに、美しい自然及び田園風景を形成する重要な要素であることを認識し、その水質の保全及び適正な利用に努めるとともに、健全な水循環を現在及び将来の世代に継承するよう努めなければなりません。

2 村長等は、前項の趣旨を実現するため、地域の特性に応じた水資源の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、地下水の適正な保全及び利用のために必要な措置を講じなければなりません。

第8章 安全・安心なまちづくり

(こども・子育て支援の推進)

第41条 村長等は、こどもが健やかに成長し、妊娠、出産及び子育てに関わる全てのものが安心して暮らすことができる地域社会の実現に努めるものとします。

2 村民、事業者、村長等その他の関係者は、相互に連携し、地域全体でこどもの健やかな成長を支援するとともに、子育て家庭を支えるよう努めるものとします。

3 村長等は、妊産婦並びにこども及び保護者に対し、妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援を充実させるよう努めるものとします。

(保健、医療及び福祉の充実)

第42条 村長等は、全ての村民が生涯にわたり心身ともに健康で、住み慣れた地域において安心して暮らすことができるよう、保健、医療及び福祉に関する施策の充実に努めるものとします。

2 村長等は、前項の目的を達成するため、保健、医療、介護及び福祉に関する施策の有機的な連携を図り、地域包括ケアシステムの推進及び地域共生社会の実現に努めるものとします。

3 村民は、自らの健康づくりに努めるとともに、相互に支え合い、地域福祉の推進に協力するよう努めるものとします。

(危機管理と災害予防)

第43条 村長等は、村民及び旅行者等の生命、身体及び財産を保護するため、平時か

ら総合的かつ機能的な危機管理体制を確立するとともに、高齢者、障がい者その他の要配慮者の安全の確保に特に配慮し、自然災害その他の不測の事態（以下「災害等」といいます。）が発生した時は迅速かつ的確に対処するものとします。

2 村長等は、村民、行政区、社会福祉協議会その他の関係機関並びに国及び他の地方公共団体と緊密な連携を図りつつ、地域防災計画に基づき、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する体制を整備しなければなりません。

3 村民は、日頃から災害等の発生に備えるとともに、災害等が発生した時は、自らの安全を確保するよう努めるものとします。

4 行政区は、地域における防災体制を整備し、防災訓練を実施するとともに、災害等の発生時には、地域において互いに協力して対処するよう努めるものとします。

5 村民、事業者及び村長等は、相互に連携し、防災のまちづくりを推進しなければなりません。

第9章 教育環境の充実

（生涯学習の推進）

第44条 村長等は、村民が生涯にわたりあらゆる機会及び場所において学ぶことができる環境の整備に努めるとともに、学習活動を通じて、人と人との交流及び地域とのつながりが育まれるよう努めるものとします。

2 村長等は、自然との共生及び生態系の保全に関する学習及び体験活動の機会の充実を図るとともに、持続可能なまちづくりを担う人材の育成に努めるものとします。

（文化及び伝統の継承）

第45条 村長等は、地域の歴史、文化、伝統及び文化財その他の文化資源（以下この条において「文化資源」といいます。）の保存、継承及び活用を推進するとともに、村民その他の関係者との協働により、これらを活用したまちづくりに努めるものとします。

2 村民及び事業者は、地域の歴史、文化及び伝統が村の共有の財産であることを自覚し、文化資源の保存及び継承に協力するよう努めるものとします。

3 村長等は、前2項の目的を達成するため、村民その他の関係者との協働により、文化資源を活用した施策を総合的かつ計画的に推進するものとします。

（教育環境の充実）

第46条 村長等は、こどもが等しく教育を受ける機会を保障するとともに、安全で安心して学ぶことができる教育環境の充実に努めるものとします。

- 2 村民、事業者及び村長等は、前項の目的を達成するため、学校その他の教育機関と連携し、教育におけるそれぞれの役割及び責任を自覚しながら、地域全体でこどもの成長及び学びを支える環境づくりに努めるものとします。

第10章 観光まちづくりの推進

(観光まちづくりの推進)

第47条 村民、事業者及び村長等は、観光資源その他の地域資源を最大限に活用し、住む人と訪れる人が相互に尊重し合い、豊かさを実感できる持続可能な観光まちづくりを推進するものとします。

- 2 村長等は、前項の観光まちづくりを推進するに当たり、地域経済の発展、自然環境の保全、歴史及び文化の保存、地域社会の維持及び発展並びに村民の誇り及び愛着の醸成を図る観光地経営の重要な取組として、総合的かつ計画的に行うものとします。

- 3 村長等は、村民、事業者及び関係団体その他の関係者との協働の下、持続可能な観光地経営及び良好な受入環境の形成に努めるものとします。

第11章 連携及び交流

(国及び長野県との連携)

第48条 村長等は、村の自主性及び自立性を確保しつつ、村民の福祉の増進及び地域の発展を図るため、国及び長野県との適切な役割分担の下に、緊密に連携し、及び協力するものとします。

(他市町村との連携)

第49条 村長等は、広域的な地域課題の解決及び効果的かつ効率的な行政運営のため、近隣の市町村その他の普通地方公共団体との情報共有及び相互理解の下、連携してまちづくりを推進するものとします。

(国内外の交流)

第50条 村民、村議会及び村長等は、姉妹都市又は友好都市その他の国内外の地方公共団体その他の組織及び多様な人々と積極的に交流し、及び相互に協力することにより、その活動から得られる経験、知識及び情報をまちづくりに活用するよう努め

るものとしします。

- 2 村民、村議会及び村長等は、多様な文化の共生を目指すまちづくりを進めるため、友好都市等との交流を図るとともに、互いの文化及び価値観を理解し、及び尊重するよう努め、国際的な視野を持つ人材の育成に努めるものとしします。

第12章 条例の位置付け等

(条例の位置付け)

第51条 この条例は、本村における自治の基本を定めるものであり、村民、村議会及び村長等は、この条例の規定を最大限尊重するものとしします。

- 2 村議会及び村長等は、他の条例等の制定及び改廃並びに法令の運用に当たっては、この条例に定める事項との整合性を確保しなければなりません。

- 3 この条例に定める施策の推進に関し必要な事項は、別に条例又は規則で定めます。

(条例の普及啓発及び推進)

第52条 村議会及び村長等は、この条例の目的を達成するため、広報その他の適切な方法によりこの条例の普及啓発に努めるとともに、村民が学習する機会を提供するよう努めるものとしします。

- 2 村長等は、この条例の目的を達成するため、村民の参加を得て、この条例の推進に関する体制を整備し、その実効性の確保に努めるものとしします。

- 3 村民及び事業者は、この条例の趣旨を理解し、その推進に協力するよう努めるものとしします。

(条例の検証及び見直し)

第53条 村長は、この条例の施行の日から起算して5年を超えない期間ごとに、村民の意見を聴いた上で、社会情勢の変化、法令の改正その他の事情の変化を踏まえ、この条例の各条項が本村の実情及び社会情勢に適合しているかについて検証し、その結果を踏まえて必要な検討を行うものとしします。

- 2 村長は、前項の検証及び検討の結果、必要があると認めるときは、この条例の改正に係る議案を議会に提出するものとしします。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年9月30日から施行します。ただし、第24条の規定は、令和9年1月1日から施行します。

2 この附則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行します。

(白馬村財政事情の作成及び公表に関する条例の一部改正)

3 白馬村財政事情の作成及び公表に関する条例（昭和29年白馬村条例第14号）の一部を次のように改正します。

第1条中「第244条第1項」を「第243条の3第1項」に改めます。

第2条第1項中「5月1日」を「6月」に、「11月1日」を「12月」に改めます。

第3条第1項中「5月1日」を「6月」に、「かつ」を「かつ、」に改め、同条第2項中「11月1日」を「12月」に、「かつ」を「かつ、」に、「明か」を「明らか」に改めます。

第4条第1項を次のように改めます。

財政事情の公表は、白馬村行政公式ホームページへの掲載その他適切な方法によるものとする。

第4条第2項中「規定によるの外」を「規定によるほか」に改めます。

(白馬村情報公開条例の一部改正)

4 白馬村情報公開条例（平成12年白馬村条例第1号）の一部を次のように改正します。

第2条第1号及び第2号を次のように改めます。

(1) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。

(2) 公開 実施機関が、この条例の定めるところにより、公文書を閲覧若しくは視聴に供し、又は公文書の写しを交付することをいう。

第5条を次のように改めます。

(公開請求権)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が管理する公文書の公開を請求することができる。

第10条第2項を次のように改める。

- 2 公文書の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行うものとする。ただし、閲覧の方法による公文書の公開にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(経過措置)

- 5 前2項の規定による改正に伴う経過措置については、次のとおりとします。
- (1) 第3項の規定による白馬村財政事情の作成及び公表に関する条例の改正に伴い、改正後の同条例の規定は、当該改正の施行の日以後に作成される財政事情から適用するものとします。
- (2) 第4項の規定による白馬村情報公開条例の改正に伴い、改正後の同条例の規定は、当該改正の施行の日以後になされる公文書の公開の請求に係る公文書の公開から適用し、同日前になされた公文書の公開の請求に係る公文書の公開については、なお従前の例によるものとします。

(現存する条例等の解釈)

- 6 この条例の施行の際、現に存する条例等は、この条例の基本理念に基づいて解釈するものとします。

(整合性の確保)

- 7 村長は、この条例の施行の際、この条例の規定と整合性を図る必要があると認めるときは、速やかに必要な措置を講じるものとします。

白馬村財政事情の作成及び公表に関する条例（昭和29年白馬村条例第14号）新旧対照表

改正後	改正前
（この条例の目的） 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の3第1項</u>の規定による文書（以下「財政事情」という。）の作成及び公表に関しては、この条例の定めるところによる。 （公表の時期） 第2条 財政事情の公表は、毎年<u>6月</u>及び<u>12月</u>に行うものとする。 2 （略） （公表の事項等） 第3条 前条第1項の規定により、<u>6月</u>に公表する財政事情においては、10月1日から3月31日までの期間における次に掲げる事項を掲載し、<u>かつ</u>、財政の動向についてその概要を明らかにするものとする。 （1）～（5） （略） 2 前条第1項の規定により、<u>12月</u>に公表する財政事情においては4月1日から9月30日までの期間における前項各号に掲げる事項を掲載し、<u>かつ</u>、前年度の決算の概況を<u>明らかに</u>するものとする。 3 （略）	（この条例の目的） 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第244条第1項</u>の規定による文書（以下「財政事情」という。）の作成及び公表に関しては、この条例の定めるところによる。 （公表の時期） 第2条 財政事情の公表は、毎年<u>5月1日</u>及び<u>11月1日</u>に行うものとする。 2 （略） （公表の事項等） 第3条 前条第1項の規定により、<u>5月1日</u>に公表する財政事情においては、10月1日から3月31日までの期間における次に掲げる事項を掲載し、<u>かつ</u> 財政の動向についてその概要を明らかにするものとする。 （1）～（5） （略） 2 前条第1項の規定により、<u>11月1日</u>に公表する財政事情においては4月1日から9月30日までの期間における前項各号に掲げる事項を掲載し、<u>かつ</u> 前年度の決算の概況を<u>明か</u>にするものとする。 3 （略）

(公表の方法) 第4条 <u>財政事情の公表は、白馬村行政公式ホームページへの掲載その他適切な方法によるものとする。</u> 2 財政事情は、前項の<u>規定によるほか</u>、何人も公表の日から6か月間役場においてその閲覧を請求することができる。 3 (略)	(公表の方法) 第4条 <u>財政事情の公表は、白馬村公告式条例（昭和31年白馬村条例第1号）第2条第2項の例による。ただし、広報はくばに掲載して、これに代えることができる。</u> 2 財政事情は、前項の<u>規定によるの外</u>、何人も公表の日から6か月間役場においてその閲覧を請求することができる。 3 (略)
--	---

白馬村情報公開条例（平成12年白馬村条例第1号）新旧対照表

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。</u> (2) <u>公開 実施機関が、この条例の定めるところにより、公文書を閲覧若しくは視聴に供し、又は公文書の写しを交付することをいう。</u> (3) (略) <u>(公開請求権)</u> 第5条 <u>何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が管理する公文書の公開を請求することができる。</u>	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>公文書 実施機関が作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）で、決裁又は回覧等の手続が終了し、実施機関において管理しているものをいう。なお、電磁的記録については、実施機関が現に保有するプログラム又は手段によって紙媒体に印刷できるものをいう。</u> (2) <u>公開 公文書を閲覧に供し、又は公文書の写しを交付することをいう。ただし、前号の電磁的記録の公開は、印刷された情報を閲覧に供し、又は写しを交付することによるものとする。</u> (3) (略) <u>(公開の請求等)</u> 第5条 <u>次の各号に掲げるものは、実施機関に対して、公文書の公開（第5号に掲げる者にあつては、当該利害関係に係る公文書に限る。）を請求することができる。</u> (1) <u>村内に住所を有する者</u> (2) <u>村内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体</u>

(公開の実施方法) 第10条 (略) <u>2 公文書の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行うものとする。ただし、閲覧の方法による公文書の公開にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。</u>	<u>(3) 村内に存する事務所又は事業所に勤務する者</u> <u>(4) 村内に存する学校に在学する者</u> <u>(5) その他村の行政に利害関係を有する者</u> (公開の実施方法) 第10条 (略) <u>2 実施機関は、公文書の原本を公開することにより、当該公文書が汚損され、又は破損されるおそれがあると認めるときその他合理的理由があるときは、当該公文書の写しにより公開することができる。</u>
---	---